1

平成三十一年四月十日

一部を改正する省令を次のように定める。 通訳案内士法(昭和二十四年法律第二百十号)第二十条の規定に基づき、通訳案内士法施行規則の 〇国土交通省令第三十三号

国土交通大臣 石井 啓一

官

この省令は、平成三十一年七月一日から施行する。 附 則

の傍線を付した部分のように改める。

の傍線を付した部分のように改める。

の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定通訳案内士法施行規則(昭和二十四年運輸省令第二十七号)の一部を次のように改正する。通訳案内士法施行規則の一部を改正する省令

改正後	改正前
(試験の免除)	(試験の免除)
第三条 法第七条第三号に規定する国土交通	第三条 法第七条第三号に規定する国土交通
省令で定める者は、次の各号に掲げるとお	省令で定める者は、次の各号に掲げるとお
りとし、それぞれ当該各号に定める科目に	りとし、それぞれ当該各号に定める科目に
ついての筆記試験を免除する。	ついての筆記試験を免除する。
一 筆記試験のうち一部の科目について合	一 筆記試験のうち一部の科目について合
格点を得た者 次回の全国通訳案内士試	格点を得た者 次回の通訳案内士試験の
験の当該科目	当該科目
二・三 (略)	二・三(略)
(登録の申請)	(登録の申請)
第十六条 (略)	第十六条(略)
2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添	2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添
付しなければならない。	付しなければならない。
一・二(略)	一・二 (略)
三 法第四条各号のいずれにも該当しない	二 履歴書
ことを誓約する書面	
四·五 (略)	四·五 (略)
3 (略)	3 (略)
(帳簿の記載事項)	(帳簿の記載事項)
第三十四条 法第四十七条の国土交通省令で	第三十四条 法第四十七条の国土交通省令で
定める事項は、次に掲げるものとする。	定める事項は、次に掲げるものとする。
一・二(略)	一・二 (略)
三 修了証明書の交付及び再交付に関する	三 通訳案内研修の証明書の交付及び再交
事項	付に関する事項
四 (略)	四 (略)
2~4 (略)	2~4 (略)